

京都経済の  
展望を  
切り開く

# 京都企業

# 基盤づくり税 ってなあに？

京都府では京都の未来の発展のために、法人府民税と法人事業税について標準的な税率への上乗せを企業の皆さんにお願いしているよ



## 京都企業基盤づくり税の概要

|      | 法人事業税                                  | 法人府民税                             |
|------|----------------------------------------|-----------------------------------|
| 実施期限 | 令和7年12月末まで<br>→令和12年12月末まで5年延長         | 令和8年3月末まで<br>→令和13年3月末まで5年延長      |
| 対象法人 | 資本金又は出資金の額3億円超<br>又は年所得4,000万円超等       | 資本金又は出資金の額3億円超<br>又は年法人税額1,600万円超 |
| 税率   | 7.48%（うち上乗せ分0.48%）<br>※資本金額1億円以下の法人の税率 | 1.8%（うち上乗せ分0.8%）                  |
| 使途   | 産業振興と社会基盤の整備                           |                                   |

※法人事業税において、資本金額が1億円を超える法人には、「所得」以外に、「付加価値額」や「資本金等の額」に対しても課税が行われており、「所得」に係る税率は1億円以下の法人の税率と異なります。《税率1.18%（うち上乗せ分0.18%）》

## 法人事業税の場合



6,000社以上の企業の皆さんから、  
1年で100億円に近い額を協力してもらっているよ！



京都企業基盤づくり税の税收（決算額）： 令和6年度97億円、令和5年度約96億円、 令和4年度99億円